

目次

○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）		1
○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）	（抄）		1
○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）	（抄）		6
○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）	（抄）		9
○	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）	（抄）		10
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）	（抄）		10
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）	（抄）		11
○	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）	（抄）		11
○	武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）	（抄）		11
○	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）	（抄）		12
○	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）	（抄）		13
○	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	（抄）		15

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	・・・・・・・・・・・・・・・・	22

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2ゝ4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6ゝ8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（地方協力局の所掌事務）

第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民（以下「地域社会」という。）の理解及び協力の確保に関すること。

二 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

四 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

五 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

六 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

七 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

八 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること。

九 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

十 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

十一 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

十二 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

十三 （略）

十四 自衛隊法第二百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号。以下「漁船操業制限法」という。）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十六 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「特別損失補償法」という。）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十七 （略）

十八 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

十九 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

二十 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

二十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）の規定による給付金に関すること。

二十二 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。

二十三 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

（施設計画課の所掌事務）

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。

三 （略）

（施設整備官の職務）

第三十一条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

三 自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務に係る建設技術に関すること。

五 自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。

六 建設工事の計画の承認に関する事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

七 建設工事に関する技術基準及び積算基準の設定に関すること。

八 建設工事の入札及び契約の適正化に関する事務に係る建設技術に関すること。

九 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（建設制度官の所掌に属するものを除く。）。

十 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

十一 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

十二 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

（総務課の所掌事務）

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方協力局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 地方協力局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

四 (略)

五 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。

六 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、地方協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地域社会協力総括課の所掌事務）

第四十二条 地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二・三 (略)

四 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

五 (略)

六 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

（沖縄協力課の所掌事務）

第四十五条 沖縄協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について沖縄県の区域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための沖縄県の区域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で沖縄県の区域に係るものの総括に関すること。

（在日米軍協力課の所掌事務）

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（次号において「在日米軍」という。）に関する事項で地方協力局の所掌に係るものについての企画及び立案に関すること。

二 地方協力局の所掌事務に係る在日米軍との連絡調整に関すること。

三 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項の規定による対象防衛関係施

設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域に係るものに関すること。

四〇七 (略)

八 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

九 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

十二〇十四 (略)

十五 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事にすること(整備計画局の所掌に属するものを除く)。

十六・十七 (略)

十八 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

(労務管理課の所掌事務)

第四十八条 労務管理課は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

(防衛政策局の所掌事務についての読替え)

2 防衛政策局の所掌事務については、当分の間、第六条第一号中「関すること」とあるのは、「関すること(地方協力局の所掌に属するものを除く。)」とする。

3 (略)

(大臣官房審議官に係る特例)

- 4 当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 5 第十条の三第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
（大臣官房参事官の設置期間の特例）
- 6 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
（防衛政策局防衛政策課の所掌事務についての読替え）
- 7 防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十九条第二号中「及び他課」とあるのは、「並びに地方協力局及び他課」とする。
（防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務についての読替え）
- 8 防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第二十条中「事務」とあるのは、「事務（地方協力局の所掌に属するものを除く。）」とする。

9 （略）

（地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例）

10 （略）

期 間	事 務
令和十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。
駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。

11
14 （略）

（沖縄防衛局の次長の設置期間の特例）

15 第六百六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（抄）

（障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設

二 道路、河川又は海岸

三 防風施設、防砂施設その他の防災施設

四 水道又は下水道

五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生すること

を防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるような必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買い入れた土地の無償使用）

第七条 国は、第五条第二項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するとき、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。
（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

三 港湾

四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（損失の補償）

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは

、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四・五 （略）

六 職員の補充に関すること。

七・八 （略）

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十・十一 （略）

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

十五〜十八 （略）

十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

二十〜三十五 （略）

2 （略）

(内部部局の所掌事務)

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一五 (略)

六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

七八 (略)

2 (略)

○ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「実施機関の長」とは、位置境界不明地域内の土地のうち、駐留軍用地等以外の土地については内閣総理大臣をいい、駐留軍用地等については防衛大臣をいう。

3 前項に規定する駐留軍用地等とは、位置境界不明地域内の土地のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土地が存する市町村の区域内の町又は字(大字を除く。)の区域(以下「字等の区域」という。)内の土地で、これらの土地以外のものをいう。

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) (抄)

(定義)

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一六 (略)

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 (略)

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第二百五条 防衛大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聴き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2・12 (略)

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）（抄）

（漁船の操業の制限又は禁止）

第一条 防衛大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林水産大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（抄）

（損失の補償）

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

三 その他政令で定める行為

2・3 (略)

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（損失の補償）

第十四条 国は、特定合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により

、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態において、特定合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を特定合衆国軍隊車両（特定合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。）により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより特定合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、特定合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十二条第一項

2 (略)

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）

（再編関連特定防衛施設の指定）

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2・3 (略)

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限り、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 (略)

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の

区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。

二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

254 (略)

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）（抄）

（返還実施計画）

第八条 (略)

256 (略)

7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。

8 (略)

（給付金の支給）

第十条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。第二十九条第一項において同じ。）の返還を受けた場合において、

当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この条において「引渡日」という。）以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下この項、次条第二項及び第二十九条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。）により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（引渡日の翌日から起算して三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、三年間）の日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等（当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して三年を経過した日（以下この項及び第三項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

2 前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする。

3 第一項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第一項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額を

限度とし、かつ、一の跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定給付金の額は、千万円を限度とする。

5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の特定給付金の支給の手続その他の必要な事項は、政令で定める。

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行前のもの）

（特定跡地給付金の支給）

第四百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項において「返還日」という。）の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日（返還日の翌日から三年を経過した日をいう。）から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛省本省の参事官

二 訟務管理官

三 建設制度官

四 （略）

五 提供施設計画官

六 服務管理官

七 衛生官

八 防衛装備庁の参事官

九 プロジェクト管理総括官

十 革新技術戦略官

- 十一 調達総括官
- 十二 総務官
- 十三 人事官
- 十四 会計官
- 十五 監察監査・評価官
- 十六 装備開発官
- 十七 艦船設計官
- 十八 事業計画官
- 十九 事業監理官
- 二十 装備技術官
- 二十一 技術計画官
- 二十二 技術振興官
- 二十三 原価管理官
- 二十四 需品調達官
- 二十五 武器調達官
- 二十六 電子音響調達官
- 二十七 艦船調達官
- 二十八 航空機調達官
- 二十九 輸入調達官
- 三十 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の特別調整額）

。 第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分		官職		種別
(略)		(略)		(略)
海上幕僚監部	陸上幕僚監部	統合幕僚監部	統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官 首席法務官 首席指揮通信システム官 統合幕僚学校長 陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官 海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 首席法務官 首席会計監査官 首席衛生官	一種 一種 一種

航空群司令部	海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部
航空群司令	海上訓練指導隊群司令	護衛隊群司令	幕僚長 掃海隊群司令	幕僚長 潜水艦隊司令官	幕僚長 航空集団司令官	幕僚長 護衛艦隊司令官	幕僚長	幕僚長 副旅団長	幕僚長 副師団長	幕僚長 師団長	幕僚長	航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官
一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	二種 (防衛大臣の定める者にあつては、一種)	一種	一種	一種

潜水隊群司令部	潜水隊群司令	一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	一種
開発隊群司令部	開発隊群司令	一種
地方総監部	地方総監 幕僚長	一種
地区総監部	地区総監	一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	
通信隊群司令部	通信隊群司令	
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長	
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官 幕僚長	一種
航空教育集団司令部	幕僚長	一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令	一種
	航空団副司令	二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令	一種
航空救難団司令部	航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種

防衛監察本部	飛行教育団司令部		飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	飛行開発実験団司令部		飛行開発実験団司令	一種
	航空警戒管制団司令部		航空警戒管制団司令	一種
	統合作戦司令部		統合作戦副司令官 幕僚長	一種
	自衛隊情報保全隊本部		自衛隊情報保全隊司令	一種
	自衛隊サイバー防衛隊本部		自衛隊サイバー防衛隊司令	一種
	自衛隊海上輸送群司令部		自衛隊海上輸送群司令	三種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校		校長	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処		副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種） 一種
	自衛隊地方協力本部		処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種） 一種
	教育訓練研究本部		副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種） 二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種） 一種
	補給統制本部		教育訓練研究本部長	一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部		補給統制本部長	一種
	自衛隊体育学校		副本部長	一種
	自衛隊中央病院		校長	一種
	自衛隊地区病院		副校長	二種
	副院長		副院長	一種
	副院長		副院長	一種
	副院長		副院長	一種
	副監察監		副監察監	一種
	課長		課長	一種
	統括監察官		統括監察官	一種

地方防衛局	防衛装備庁内部部局
地方防衛局長 次長	防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官
一種	一種

航空機調達官 輸入調達官	
本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁	防衛大臣の定める官職
備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。	防衛大臣の定める種別

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2
(略)